

「妙高市元氣いきいき健康条例」

(前文)

地球に生命が誕生して以来、一度も途切れることなく受け継がれてきたのが命の連鎖です。人間としてこの尊い命をいただいたことに心から感謝し、健康で明るい家庭をつくり、地域社会への貢献をとおして、幸せな社会を築いていくことが私たちの使命です。

そして、健康であることは、全てに優先され、世代、性別を超えた、あらゆる人々の生涯にわたる大きな願いです。

今、少子高齢化、人口減少が進む中で、生活様式の多様化や食生活の変化、運動不足など、市民の健康を取り巻く環境は変わり、生活習慣病や介護を必要とする人が増えています。

長寿社会において、生涯現役で自立した生活を送るためには、健康寿命の延伸に向けた健康づくり施策を積極的に講ずることが重要となっています。

そのため、妙高市は、人と自然のつながりを大切にし、全ての生命を安心して育むことのできる生命地域を目指す中、子どもから高齢者まで、健康づくりを主体的に日常生活の中で実践し、生活習慣病を予防し、介護予防を進め、恵まれた自然資源を活用した健康づくりを推進することにより、元気でいきいきとした市民生活と活気あふれるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

【説明】

本条例の制定の趣旨、意義について、前文として明らかにしたものであります。

私たちは、尊い命をいただいたことに感謝し、健康で明るい家庭をつくり、地域社会に貢献し、幸せな社会を築いていくことが使命と考えます。

そして、この健康は、全てのことに優先されるものであり、あらゆる人々の生涯にわたる大きな願いとなっています。

今、全国的に少子高齢化が進み、人口が減少していく時代にあって、市民のライフスタイルは多様化し、食生活も欧米化や外食が進み、また、モータリゼーションの進展による運動不足等に伴い、生活習慣病や介護を必要とする人が増えています。

人生80年時代から90年時代になろうとする長寿社会においては、生涯現役でいつまでも元気で自立した生活を送ることが重要であることから、健康寿命の延伸を図るための健康づくり施策を積極的に講ずることが必要です。

そこで、妙高市は、人と自然のつながりを大切にし、全ての生命を安心して育むことのできる生命地域を目指しながら、子どもから高齢者まで、健康づくりを主体的に日常生活の中で実践し、生活習慣病を予防し、介護予防を進めるとともに、当市の魅力である気候風土、森林セラピー及び温泉等の恵まれた自然資源を活用した健康づくりを推進し、いつまでも元気でいきいきとした市民生活と活気あふれるまちの実現を目指します。

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりに関する基本理念を定め、市民、地域コミュニティ、事業者(以下「市民等」という。)及び市の責務又は役割を明らかにし、総合的かつ計画的に健康づくりの施策を推進することにより、市民が、生涯にわたり元気でいきいきと暮らすことができることを目的とする。

【説明】

当市は、大腸がんや胃がん、脳卒中等による死亡率が高く、国保特定健診受診者の半数に糖代謝や高血圧の有所見があること、また介護保険認定率が高く介護を要する市民が多いこと、さらには、医療費や介護給付費の状況も高いことなど、これらの健康実態を踏まえた健康づくり施策を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

そこで、健康づくりに関する基本理念を定めるとともに、「市民」「地域コミュニティ」「事業者」「市」の健康づくりについての責務又は役割を明らかにし、市民と行政が協働して健康づくりを推進することにより、「市民が生涯にわたり元気でいきいきと暮らすことができること」を本条例の目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動するものをいう。
- (2) 地域コミュニティ 町内会、大字、区等、地域を基盤に形成された団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む個人又は法人その他の団体で、従業員を雇用しているものをいう。
- (4) 生活習慣病予防 脳血管疾患、心臓病、がん、高血圧、糖尿病、脂質異常症等、食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症及び進行に關与する疾患を生活習慣病といい、これを生活習慣の改善により予防することをいう。
- (5) 介護予防 介護が必要となることを予防し、要介護者にあつては、その状態を維持し、又は改善することをいう。

【説明】

この条例で使われている用語の内、明確にすべき用語について定義付します。

第1号は、市民の範囲を規定しています。当市は、「総合健康都市 妙高」の構築を目指しているため、市内に住んでいる人だけでなく、事業所や学校に通勤・通学する人たち、市民活動団体等で活動する人たちも一緒に健康づくりを進めていくことが重要と考え、市内に居住する者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動するものとしています。

第2号は、地域における健康づくりの取り組みは、市民にとって活動のきっかけとなり、継続的な取り組みにつながることから、地域コミュニティについて規定し、町内会、大字、区など地域を基盤に形成された団体としています。

第3号は、従業員の健康増進は、健全な事業所発展の基本であり、従業員、事業者双方に良い影響を及ぼすため、事業者について規定し、市内において事業を営む個人又は法人

その他の団体で、従業員を雇用しているものとしています。

第4号は、当市の健康実態を踏まえ健康寿命の延伸には、生活習慣病の予防が最大の課題であることから、生活習慣病予防について規定し、脳血管疾患、心臓病、がんなどの食習慣や運動習慣、喫煙等の生活習慣がその発症及び進行に關与する疾患を生活習慣病といい、この疾患を生活習慣の改善により予防することとしています。

第5号は、生活習慣病予防と同様に、今後の超高齢社会を見据え、介護予防が大きな課題であることから規定し、介護が必要となることを予防し、要介護者にあつては、その状態を維持し、又は改善することとしています。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、生涯にわたり自立した生活を営む上で欠くことのできないものであることから、市民は、「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを自覚し、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むものとする。

2 市民等及び市は、それぞれの責務と役割を踏まえ、相互に連携を図りながら協働して健康づくりを推進するものとする。

【 説明 】

健康づくりに取り組んでいく上での、基本となる共通の考え方を示したものです。

健康は、何物にも代えることのできない、生きる上で最も根本となるものであり、いつまでも元気で自立した生活を送るために必要なものです。

そこで、自ら進んで健康になろうとする意識を持つこと、そして、具体的な健康づくりのための行動を起こすことが重要なことから、「自分の健康は自分で守り、つくることを自覚し、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む」ことを基本理念としたものです。

また、市民、地域コミュニティ、事業者及び市は、それぞれの責務と役割の下に、相互に連携を図りながら、ともに協働して健康づくりを進めていくことを規定しています。

(市民の責務)

第4条 市民は、自分の健康は自分で守り、つくるため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) バランスのとれた食事の摂取、日常的な運動の実施、十分な休養及び睡眠、適正な飲酒、禁煙等、生活習慣病予防に取り組むこと。
- (2) 定期的に健康診査、がん検診、歯科検診その他の健康診断を受けることにより自らの心身の状態を把握し、健康の保持増進に努めること。
- (3) 運動習慣の定着化、生きがいづくり又は積極的な交流により介護予防に取り組むこと。
- (4) 疾病の状態に応じて、必要な治療を受けること。

【 説明 】

当市の健康実態から、生活習慣病予防が大きな課題であり、これと並行して今後の超高齢社会を見据えた介護予防を進める必要があります。

そこで、前条の基本理念に則り、まず市民一人ひとりの主体的な健康づくりが大事であることから、「市民の責務」として定めたものです。

具体的には、市民は自分の健康は自分で守り、つくるため、自分自身の生活習慣の改善に取り組むことや健康診査、がん検診等を受診し、健康状態の把握と健康の保持増進に努めること、運動習慣の定着や生きがいづくりなどにより介護予防を進めることを定めています。

また、すでに疾病等に罹患している人は、医療機関への受診や治療が健康づくりに欠かせないことから、必要な治療を受けることについて定めています。

(地域コミュニティの役割)

第5条 地域コミュニティは、地域住民の健康増進を図るため、健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【 説明 】

地域コミュニティにおける健康づくりは、地域住民の健康づくり活動のきっかけとなるとともに、身近な地域の仲間との継続的な取り組みにつながる効果もあることから、「地域コミュニティの役割」として定めたものです。

具体的には、地域が主体となって行う健康・体力づくり活動等を積極的に取り組むよう努めるとともに、市が行う各種健診や健康・体力づくり事業に参加し、協力することにより、地域全体の健康づくりが進むよう定めたものです。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員の健康増進を図るため、健康づくりに取り組みやすい環境の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【 説明 】

事業所における健康づくりは、従業員、事業者双方に良い影響を及ぼし、事業経営にも関係することから、「事業者の役割」として定めたものです。

具体的には、職場での各種健診や健康相談、受動喫煙の防止など、従業員の健康増進のための環境整備に努めるとともに、市が行う健康・体力づくり事業に参加し、協力することにより、事業所での健康づくりが進むよう定めたものです。

(市の責務)

第7条 市は、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、生活習慣病予防及び介護予防(以下「生活習慣病予防等」という。)を推進するため、市民等に対する健康づくりの意識の醸成並びに実践に関する普及啓発及び施策を講じなければならない。

3 市は、生活習慣病予防等の効果的な実施のため、気候風土、森林セラピー及び温泉等の恵まれた自然資源並びに運動施設等を活用した健康づくりに関する普及啓発及び施策を講じなければならない。

4 市は、前各項に規定する施策を実施するに当たっては、市民等の意見を反映させるよう努めなければならない。

【 説明 】

「市の責務」について規定しています。

まず、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとし、当市は、関係各課が横断的に健康づくりを実施していくことを定めたものです。

そして、市の最大の健康課題である生活習慣病の予防と併せ、今後の超高齢社会を見据えた介護予防を推進するために、健康づくり意識の醸成並びに実践に関する普及啓発と施策を講じること、また、当市の魅力である恵まれた自然資源や運動施設等を活用した健康づくりに関する普及啓発と施策を講じることについて規定しています。

これらの施策を実施する場合には、妙高市健康づくり推進協議会をはじめ各種関係団体からの意見を施策に反映させるよう努めなければならないことを定めています。

(健康づくりに関する計画及び評価)

第8条 市は、健康づくりの推進に関する計画を策定し、それに基づき、健康づくりの施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、健康づくりの推進に関し、妙高市健康づくり推進協議会等において、必要事項について協議するとともに、施策の実施に際し、毎年度、評価を行い進行管理を行うものとする。

【 説明 】

健康づくりの推進に関する計画の策定を条例で位置づけ、これを踏まえ関係各課が横断的に健康づくり事業を総合的かつ計画的に実施することとなります。

健康づくりの推進に関する計画には、「すこやかライフプラン(健康増進計画)」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」などがあります。

また、市民、医療機関、各種団体、事業所、関係行政機関の代表で組織する健康づくり推進協議会等において必要事項を協議し、毎年、評価及び進行管理を行うことを定めています。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【 説 明 】

この条例の施行に関し、必要な事項については、市長が別に定めることとします。